

外国為替に関する省令の一部を改正する省令案の概要

1. 根拠となる法令の条項

外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 18 条第 1 項及び第 18 条の 3 第 1 項

2. 改正の概要

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案に併せ、以下（１）～（３）の改正を行う。

3. 施行予定日

公布の日から施行する。

(改正内容)

(１) 本人確認方法（外為省令第 8 条関係）

- ・顧客等の本人特定事項の確認方法に、スマートフォンに搭載された個人番号カードと同等の機能（カード代替電磁的記録※）による方法などを新たに規定

※①カード代替記録事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、顔写真）、②スマートフォンの公開鍵、③発行者の電子署名により構成。

(２) 本人確認記録の作成方法及び本人確認記録の記録事項（外為省令第 8 条の 3 関係及び第 8 条の 4 関係）

- ・（１）の確認方法の新設に伴い、確認記録の作成方法について、カード代替電磁的記録を構成する電磁的記録に係る情報又はその写しを確認記録に添付する方法とすることを規定
- ・また、確認記録の記録事項について、カード代替電磁的記録を構成する電磁的記録に係る情報の送信を受けた日付を新たに規定

(３) その他所要の改正

(注) 警察庁が本年 5 月 9 日から意見公募手続を実施している「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」による本人特定事項の確認方法の見直しと同様の内容です。